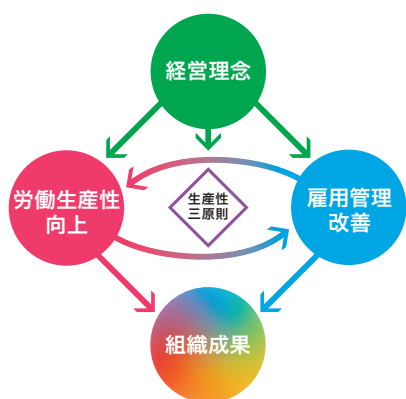


第 2 回

平成 29 年度

Excellent Workplace Award 2017

働きやすく生産性の高い 企業・職場表彰



人口減少下においても力強い成長を実現させるためには、労働者一人ひとりの労働生産性の向上を通じて「生産性革命」を図るとともに、「希望出生率1.8」や「介護離職ゼロ」を達成できるような職場づくり(雇用管理改善)を強力に推進する必要があります。厚生労働省では、労働生産性の向上と雇用確保・雇用環境の改善を両立させる企業・職場を表彰(厚生労働大臣賞)します。それとともに、優れた取組事例を収集し、広く啓発・普及していきます。

応募期間 > 平成29年7月14日(金)～9月15日(金)まで

働きやすく
生産性の高い
企業を表彰します!
職場(事業部・事業所)の
応募も可能です



表彰概要

応募対象

労働生産性向上の取組が図られていることと同時に、魅力ある職場づくり(雇用管理の改善)を実現している企業、職場^{※1}

1 大企業部門 **2 中小企業部門**^{※2}

※1 事業部や事業所など、特定の単位での応募も可能です。
※2 業種に関わりなく、常時雇用する労働者が300人以下の事業主が対象。

応募資格

- 日本国内に活動拠点があること。営利、非営利(NPO等)の組織形態は問いませんが、官公庁・自治体等は除きます。
- 応募時点において、労働関係法令に関して重大な違反がないこと。コンプライアンス(公序良俗に反する事業を行っていない等)が遵守され、社会通念上表彰にふさわしくないと判断される問題がないこと。
- 表彰を受けた場合に、取組内容が公表可能であること。

応募方法

働きやすく生産性の高い職場のためのポータルサイト、表彰特設ページから応募用紙をダウンロードし、応募書類を作成してください。詳細については、応募要領をご参照ください。

<http://www.koyoukanri.mhlw.go.jp> 働きやすく生産性の高い職場のためのポータルサイト 検索

審査基準

「働きやすく生産性が高い企業・職場」を次の基準により、審査いたします。

- 労働生産性向上(付加価値向上と効率化)^{※3}
- 雇用管理改善(働きやすい・働きがいのある職場づくり)^{※4}
- 経営理念(方針の策定・浸透)
- 組織成果(組織への好影響)

労働生産性の向上と雇用管理の改善が、生産性三原則^{※5}のもと、相互に関連性を持って改善が図られている。その好循環が経営理念として従業員に周知・浸透されており、組織の成果に好影響を与えている。

※3: 労働生産性(従業員一人あたりの付加価値額) = 付加価値額 / 従業員数。一人ひとりの働きによって生み出される成果
※4: 働きやすい、働きがいのある職場を実現するための採用・配置・人材育成、評価・処遇、ダイバーシティ推進、安全衛生、健康管理、福利厚生、労使コミュニケーション等の人事施策
※5: 生産性運動の3つの原則である①雇用の維持・拡大、②労使の協力と協議、③成果の公正な分配、のこと

スケジュール

平成29年 7月14日~9月15日	平成29年 10月	平成29年 11月	平成30年 1月下旬	平成30年 2月中旬
応募期間	第1次審査 書類審査	第2次審査 現地審査・ヒヤリング	最終選考 受賞企業決定	表彰式 シンポジウム

有識者で構成される企画審査委員会で、書類審査・現地審査(ヒヤリング)を実施のうえで表彰企業・職場を決定。

表彰・公表について

最優秀賞 (厚生労働大臣賞)	優秀賞 (職業安定局長賞)	キラリと光る取り組み賞 (職業安定局長賞)
総合的に最も優れた 企業・職場	事例として優れた 企業・職場	特定分野の事例で優れた 企業・職場

- 厚生労働省のホームページに掲載するとともに、プレスリリースを行います。
- 自社のパンフレットやホームページに受賞名称「働きやすく生産性の高い企業・職場表彰」を掲載できます。
- 受賞した取組は働きやすく生産性の高い職場のためのポータルサイトや厚生労働省のホームページに掲載する他、好事例集を作成し、広く紹介をいたします。尚、公表内容については事前にご確認をいただきます。